

第三者評価結果

事業所名：川崎市藤崎保育園

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>児童憲章や児童福祉法などの趣旨をとらえて川崎市が作成したものを反映させ、園が全体的な計画を作成し、保育所の目的、保育理念、保育方針の方針や園の保育目標を明確にしています。全体的な計画は、年度末に全体職員会議で見直しを行い、新年度の作成に生かしています。見直しは養護や教育などのポイントを絞って職員が検討することにより、多職種との相互理解、情報共有に役立つ大切な資料となっています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>園舎を建て替えて、全室、排気と吸気を同時に行うロスナイ換気により計画的な換気が出来ています。環境を適切な状態に保ち、保育室は採光が得られて明るく、夏は遮光ネットにより暑さ対策を行い、園庭やテラスでも様々な活動を行っています。毎月安全点検を行い環境の改善を行い、トイレや手洗い場は毎日清掃して清潔に保っています。園の改築時に家具や遊具の素材・配置等の工夫をし、食事や睡眠の空間を確保し、子どもが心地良さを感ぜられるような環境にしています。子どもが一人でくつろいだり、落ち着ける場所として、クラス室に囲いを作ったり、職員室を活用していますが、十分ではないところもあり、課題と認識しています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの理解を深め、子どもの個人差を十分に把握・尊重した保育を行っています。乳児・幼児会議で毎月、エピソード反省を行って保育の振り返りをし、職員で共有しています。子どもの発達過程、家庭環境から生じる個人差を言葉や様子、気持ちから汲み取り、寄り添うことで、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮しています。穏やかに話すように、職員が常に意識して職員同士が声をかけ、関係性を大切にしています。言葉に関するエピソード事例を職員が話し合っってチェックを行うことで、せかず言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの発達ややろうとする気持ちに合わせて、声かけや見守ることで、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう援助をしています。一人ひとりの子どもの主体性が一番大切であるにとらえ、子ども自身が学習を重ねて意識を持てるように、最大限の配慮をして保育しています。子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重し、子どもに行うことの必要性の理由を告げ、やり遂げられるように意識づけに配慮しています。乳児は連絡帳等を通して、幼児では看護師、栄養士、保育士の専門性を生かした三者連携集会を実施して家庭との連絡を取り合い、子どもの状態に応じて保護者とともに基本的な生活習慣の習得にあたっています。</p>	

【A5】 A-1-(2)-④
子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

<コメント>

日当たりの良い広い園庭で、自主的・自発的に戸外遊びやじゃれつき遊びを行い、十分に身体を動かせるようにしています。園では子どもが自発性を発揮でき、友だち関係が深まるように、見守りや仲立ちをして援助しています。園庭やテラス、保育室の環境について、園でプロジェクトを作り、子ども達が自主的・自発的に遊べるように取り組んでいます。今年度は環境整備をテーマにして、飼育物や花壇、ビオトープ作り、園庭マルチパーツ、テラス等の環境改善に取り組んでいます。子どもは保育室でカブトムシなどを飼育して成長を見守っています。園庭での植栽を樹木の輪として関心を持って写真に撮り、模造紙に貼ったり、野菜などを栽培して興味を持てるようにしています。コロナで地域の人と触れ合うことが出来ませんでした。家庭を巻き込んだ遊びなどを順次に取り入れています。子どもが廃材を自由に用いて、節分用の鬼の面や、鬼のロボットなどを作る表現活動を体験しています。

【A6】 A-1-(2)-⑤
乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

0歳児の保育室を仕切ってほふく室を設け、子どもの成長にあった安全で過ごしやすい生活と遊び、及び環境の工夫を行っています。保育室に余裕を持たせ、それぞれの生活リズムや健康状態に合わせて睡眠がとれる環境にしています。子どもの成長発達や興味、関心に合わせて、手指の発達を促す手作り遊具を備えたり、環境を変えています。一人ひとりの発達過程に応じて、つかまり立ちがしやすい棚を作ったり、斜面や牛乳パックの階段を作り、体のバランス感覚や手足の力がつけられるよう工夫しています。子どもが泣いたり不安になっている時には優しく抱っこする、目を合わせる、スキンシップ等で安心感を持てるようにしています。援助を行う時には必ず声をかけてから行い、子どもの気持ちに寄り添う姿勢を心掛けています。ふれあい遊びや歌などを楽しんで情緒の安定を図り、子どもの思いに共感することで安心感を得られようにしています。子どもとの愛着関係を作り、子どもは自己肯定感を持ち、人への信頼感を育てています。子どもにとっての24時間のサイクルを考えて、連絡帳から家庭での様子を読み取ったり、保護者と送迎時に様子を伝え合い、生活が継続できるように連携しています。

【A7】 A-1-(2)-⑥
3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

1、2歳児のイヤイヤ期など一人ひとりの子どもの状況に応じてよく観察し、自分でしようとする気持ちを大切にしています。子どもが十分に遊び、自発的な活動ができるよう、遊びのスペースを確保して、マルチパーツなどの手作り玩具を備えています。子どもの発想によって遊びが展開される遊具を設置する等、探索活動に繋がるように環境を整えています。乳児期における子どもの気持ちを考え、自我の育ちを受け止め、子どもと視線を合わせ、子どもの思いを十分受け止めるようにしています。子どもの思いに共感し、思いを代弁しながら友だちとの関わり方も伝えています。友だちとの関わりの機会や身体作りの取組として、ふれあい遊びやじゃれつき遊び、リズム遊び等でスキンシップしながら全身を使った遊びを取り入れています。子どもへの言葉かけについては、肯定的な言葉で伝えるようにし、自己肯定感につながる関わり方をしています。園庭遊びや延長保育時などを通じて担任以外の職員や他クラス児と自然に関わりができています。看護師は視診や応急処置等で子どもと接し、栄養士は食事の際に子どもと関わりを持つようにしています。

【A8】 A-1-(2)-⑦
3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

集団の中で、年齢ごとに保育目標を定めて環境を整備しています。3歳児には自分の思いを表現し、友だちと遊ぶ楽しさを知り、生活経験を広げるようにしています。4歳児では様々な経験を通じて友だちとの関わりが広がり、喜んで生活できるようにしています。5歳児では、自他ともに認め合い、自分の力を発揮して意欲的に生活することを目標に保育を行っています。日々の保育の中でじゃれつき遊びやリズム遊びを取り入れ、友だちとの関わり方を知り、身体作りとして取り組んでいます。制作ではそれぞれの思いが尊重されてできた物を組み合わせ、さらに集団で組み合わせ達成感を感じたり、友だちと協働できるよう取り組んでいます。職員は人権の研修で、子ども一人ひとりを十分に受け止めています。要支援児についてはその子に合わせた支援の方法を会議で検討し、職員間で共有して同じ対応をしています。日々の保育や行事の様子など、ドキュメンテーション等で活動が保護者に伝わるよう工夫し、発信しています。小学校の教諭と一緒にアプローチカリキュラムを作成し、円滑な就学に向けて取り組んでいます。

【A9】 A-1-(2)-⑧
障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

<コメント>

園にはエレベーターが設置されており、車いすでも2階に移動することができ、廊下やトイレもゆとりを持った造りで身体的な障害のある子どもも生活のしやすい環境を整えています。障害のある子どもには個別の指導計画を作成し、他の指導計画と関連づけています。必要に応じて、子どもとは一対一で対応する時間や同じ空間で過ごす時間も作り、クラス活動も一緒に参加して友だちと関わって遊べるようにしています。職員は障がい児保育、インクルーシブ保育に関する研修に参加し、園内の発達相談支援コーディネーターに助言を得て保育に生かしています。ケースカンファレンスなどを行い、職員の情報共有と協議により担任の負担を軽減しています。また、必要に応じて、巡回相談や発達相談などを通して専門機関からの助言やアドバイスを受けています。療育センターなどに通園している子どももおり、保護者とは連絡帳や面談等を行い、他機関と連携して、園でも支援しています。

<p>【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p><コメント> 子どもの在園時間を考慮して、0歳児の食事時間は登園時間の早い子どもから始めたり、延長児の補食も在園時間に配慮しながら喫食するようにしています。0、1歳児はその子の状況に合わせ、午前睡眠や夕方の睡眠を行っています。特例保育での合同保育クラスも、時間ごとに乳児、3歳、4・5歳から乳児、3・4・5歳さらにすべてを一クラスと段階的に組み合わせ、子どもが安心して過ごせるように配慮しています。朝夕の特例保育の子ども引き継ぎは、クラス引き継ぎ簿を使用し、担任から当番、当番から担任へ確実に連絡漏れのないように行い、子ども主体の取組となっています。家庭的な意識をしながら、ゆったりできる環境を整えています。特例保育、土曜保育などでは、乳児が幼児クラス室で過ごす場合もあるので、片付けや玩具を準備など子どもの状況に応じて、環境を整えています。</p>	
<p>【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	a
<p><コメント> 事業計画「年度運営方針」に幼保小の連携を盛り込み、小学校との連携や就学に関連する保育を行っています。幼保小の連携会議では他園と情報交換を行い、子どもは他園の年長児と交流し、小学校の行事に参加して就学に向けて期待が持てるようにしています。保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てるよう、12月に懇談会を持ち、就学に向けての話などを行っています。特に初めて就学を迎える保護者には安心してもらえるように丁寧に説明しています。職員が小学校の授業参観に参加し、1年生の教諭と情報交換をして、連携を図っています。就学前には乳児期からの育ちを記録した保育所保育児童要録を作成し、小学校に提出して引き継ぎを行っています。今年度はアプローチカリキュラムを作成し、民間の保育園と一緒に小学校との「架け橋プログラム」として話し合う機会を設け連携しています。</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>
<p>【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	a
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」に沿って子どもの健康管理を行い一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握しています。子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者と連絡を取り、対応しています。大事に至る前の気づきとして、ヒヤリハットを活用し、日々の点検等に生かしています。事故報告書やヒヤリハットを記録に残しています。子どもの保健に関する年間保健計画を作成しています。年度当初の保護者説明会で健康観察や感染症の際の対応、登園許可等について説明を行い、看護師は年間計画に沿って対応や指導を行っています。日々の健康状態について、保健日誌やSIDSに対する睡眠チェック表等を使い、職員間で情報共有し、けが、健康状態についても把握しています。感染症が出た場合は玄関に掲示するなど、保護者とも情報共有しています。保護者にはクラスだよりの他に保健だよりを配布し、情報提供を行っています。</p>	
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	b
<p><コメント> 計画に沿って歯科検診・健康診断を実施して、その結果について健診結果に記録しています。健康診断等を実施した後は掲示等をして保護者に知らせ、必要に応じて個別に伝えて相談など支援しています。身体測定は毎月行い、結果を記録しています。体格調査として保育士・看護師・栄養士で把握し、経過観察や必要に応じて保護者へ知らせています。保育園で子どもにも健康診断などを説明し、子ども達が自ら健康への関心を持ち、自分でも考えることができるように健康教育をしています。健診結果は保育の指導計画に反映していますが、具体的に関連付けて、PDCAサイクルに沿った取組としたいとしています。今後の取組が期待されます。</p>	
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもに対して、「川崎市公立保育所健康観マニュアル」「川崎市公立保育所食物アレルギー対応マニュアル」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。入園時に確認し、アレルギー疾患のある子どもについてはそれぞれに応じた対応を行っています。医師の指示により健康管理委員会へ書類を提出し、職員間で現状や対応について周知・共有しています。毎月の献立は個別に献立を作成し、保護者から確認のサインをもらっています。調理時は複数の職員が読み上げて確認し、配膳時には調理担当と担任でチェックし、マニュアルをもとに、個別の机、トレイ、台ふきんを使用してアレルギー食の提供をしています。慢性疾患等の配慮が必要な子どもに対しても同様に適切な対応を行っています。アレルギー疾患等のある子どもや保護者に配慮したうえで、他の保護者にも理解を得るように説明をしています。職員には定期的にエピペン・Qコールなどの訓練を行い、知識・技術の習得に取り組み、さらに内容の更新に努めています。</p>	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p><コメント></p> <p>子ども達の発達にあわせて、食の経験や栽培などの経験ができるように年間計画をたてています。広い園庭の中に野菜などを栽培して、子どもたちの食についての関心に繋げています。畑の様子や成長過程を掲示するなどして保護者とも共有し、園で収穫したものを家庭に持ち帰った時は、家庭の様子や写真を使ったレシピ等を提供してもらっています。食事の時には職員が喫食状況を見ながら、子ども達が楽しく食事ができるように配慮しています。乳児にはその子にあった手助けを行い、自分で食べられる子どもには自分で食べることができるように働きかけています。自分で食べられるように時間差をつけたり、集団を分けるなどの配慮や工夫をしています。使用する食器などは、市から提示されたものの中から選択し、箸は手に合わせた木製にするなどの工夫を行っています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p><コメント></p> <p>離乳食・配慮食・除去食等についてはできるだけ個々の状況に合わせて提供しています。残食調査などを行い、委託業者とも月1度の給食会議を持ち、情報等を共有しています。委託業者と職員は喫食状況を見て、ゴボウなどは乳児・幼児で切り方を変えるなど、子どもが食べやすい給食を提供するように配慮しています。食事摂取基準を基本としながら、献立については季節や子どもの好みを取り入れるようにしています。大量調理施設衛生管理マニュアルや衛生管理チェックリストに従い、調理室内の衛生面や冷蔵庫の温度管理、仕上がり温度などを行い、委託会社と園長チェックの両面から確認を行っています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>日々の送迎時での話や連絡通信アプリケーション等により家庭と日常的な情報交換を行っています。玄関に活動の写真を掲示して保護者に情報提供を行っています。年度初めに、保育説明会を開催し、保育園の運営方針や保育園生活について保護者に伝えています。保護者会では各年齢より役員となる保護者を選出してもらい、年度初めに保護者会総会や年数回の保護者会役員会を開催し情報提供を行い、議事録を保護者に配布しています。園からは、月1回、園だより、クラスだより、給食だより、保健だよりを発行し、保育園での活動や行事などを知らせています。日程表を示し保育参観と保育参加を実施して、その後に個別面談を実施しています。保護者参加行事として、夏祭り、運動会（幼児のみ）、親子で遊ぶ会（乳児のみ）、発表会（幼児のみ）、卒園式（年長児のみ）を企画し、保育内容や子どもの成長を保護者に見てもらえる機会を作っています。年2回クラス懇談会を開催し、保育内容の説明に加え、保護者同士の交流を図っています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>連絡通信アプリケーションや掲示等で日々の保育中の情報を伝えて、週2回は写真を保護者に送るようにしています。職員は送迎時に子どもの様子を伝えるなど日々のコミュニケーションで保護者との信頼関係を築くように取り組んでいます。保護者には、面談日以外でもいつでも相談や話ができることを伝えています。保護者の就労などの個々の事情に配慮して、土曜日にも個別に面談が受けられるよう支援しています。外国籍の保護者が多いことから、園だよりや園生活の案内「藤崎の保育」などにはひらがなのルビをふり、保護者への支援を行っています。保護者の相談には必要に応じて園内の発達相談支援コーディネーターも同席し、相談に応じています。相談内容は個人面談記録に記録し、相談を受けた職員と関係者がケースカンファレンスを行い、共有するなどして助言が受けられる体制があります。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、着替えの際に子どもの身体に不審な傷やあざがないか確認しています。普段の食事の様子などにも注意し、家庭の養育の状況について把握に努めています。保護者と子どものやりとりを観察して必要に応じて保護者からの相談を受け、予防的に保護者の精神面の援助をしています。連絡通信アプリケーションを活用して連絡を受けていますが、連絡なく休んだ場合には電話を入れるなどしています。職員は不適切な対応について学習し、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っています。必要に応じて要保護児童対策地域協議会に出席し、情報共有ができる体制にしています。虐待等権利侵害を発見した場合には川崎市のマニュアルに沿って対応する体制にしています。マニュアルを活用した研修に参加し、受講した研修内容を他職員と共有しています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	b
<p><コメント></p>	
<p>職員は毎月保育実践の反省を乳児・幼児担当で分かれて行っています。その月のねらいに即した「エピソード反省」を行い、子どもの育ちを共有し今後の取組につなげています。また職員間で改善策などの意見を出し合うことで、互いの学びや意識の向上に繋がっています。保育士の自己評価は年3回あり、自己評価結果を全体職員会議の中で話し合っています。保育士の自己評価や保護者のアンケートをもとに保育所全体の保育実践の自己評価に繋げています。自己評価の中で改善が必要な項目について意識を持って取り組んでいます。園では保育実践との具体的な繋がりに課題があると考えています。引き続き、自己評価結果を保育実践に反映する取組が期待されます。</p>	